

仕様書

1 委託業務の名称

美術館・博物館の夜間活用による新たな価値創出に係る企画・運營業務

2 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

3 委託金額の上限

金 6,440,000 円（税込）

4 委託料の支払条件

ナイトミュージアムKANSAI 実行委員会（以下「実行委員会」という。）において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。

5 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容について最低限度の基準を定めたものであるため、留意すること。

6 事業概要

世界の主要都市では、宿泊、飲食、交通等、幅広い経済波及効果をもたらす「ナイトタイムエコノミー」の取組が進んでおり、美術館・博物館等の文化施設の夜間活用はその主要コンテンツとして確立しているが、日本では継続的な取組となっていない。また、改正博物館法で、美術館・博物館相互の連携やネットワーク形成を通じて、様々な社会的課題に対応することが新たに求められている。

これらを踏まえ、文化庁補助金（令和6年度 Innovate MUSEUM 事業）を活用し、本事業に参画する美術館・博物館（京都市京セラ美術館、京都府京都文化博物館及び滋賀県立美術館）と関西経済連合会等で構成する実行委員会を立ち上げ、京都市京セラ美術館を中核館として、美術館・博物館の夜間活用を広域で展開し、若い世代や観光客などの夜間利用を促進することにより、新たな価値を創出し、文化と経済の好循環に繋げる。

7 委託内容

美術館・博物館の夜間活用による新たな価値創出に係る企画・運營業務を行うこと。

- (1) 美術館・博物館及びネットワークに参画する企業や経済界等と協力した周遊企画の立案、実施
- (2) 事業を実施するに当たっての広報業務（ウェブ及び SNS の運営、ロゴ作成、デジタルマップの作成等）及び印刷物のデザイン・印刷（印刷物の内容や数量は実行委員会と協議のうえ決定する）
- (3) 美術館・博物館等の夜間活用の持続可能なスタイル確立のための調査業務
- (4) 業務を推進するに当たってのスケジュール管理や支出に関する証票の管理、関係者、関係団体との調整等の進捗管理

8 提出物

- (1) 広報印刷物、資料等
データ及び書面等により、作成後速やかに提出すること。
- (2) 実施報告書
本業務終了後、データ及び書面により、速やかに提出すること。
※ 報告書については事前に案を作成し、実行委員会事務局員の承認を得た後に本成果物として提出すること。

- (3) 業務完了届及び請求書
業務終了後、データ及び書面により速やかに提出すること。
- (4) 本業務に関する支出に係る内訳書・根拠書類
実行委員会からの委託料からの支出に係る「内訳書」と、その支出に関する「根拠書類（支出の内訳・品目・サービス内容等が記された書類、及び支払ったことを証する書類（領収書・振込明細書の写し等）」を令和7年2月14日までに実行委員会に提出すること。
- (5) その他実行委員会が指示するもの
上記のほか、実行委員会からの指示に応じて本業務に関する資料を提出すること。

9 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たり、制作した著作物等に係る一切の権利は実行委員会が保有し、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (2) 受託者は、本業務についての秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表及び転用しないこと。
- (3) 業務遂行に当たっては、実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに、企画・広報内容の決定など判断を要する場合、本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、実行委員会に確認し、その指示に従うこと。
- (4) 各種法令及び基準等を守ること。

10 非常時対応について

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に、適切な措置を講じること。また、事業開催に関し、必要に応じて、損害賠償保険、傷害保険等に加入すること。

11 その他

- (1) 本業務委託を通して知り得た情報は、第三者へ漏えいしてはならない。
- (2) 成果物に係る著作権は、実行委員会に帰属することとし、受託者は実行委員会の許可なく成果物の内容を公表しないこと。
- (3) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえこれを定めることとし、もし、協議が調わない場合は実行委員会が定めるものとする。